

## 指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社長崎組	福井県大野市朝日26-31-1	令和2年12月25日～令和3年1月24日(1ヵ月)	別表第2第3号ハ(贈賄)	株式会社長崎組の社員が、福井県大野市が令和元年度に発注した林道工事を巡り、便宜を図った謝礼に賄賂を送ったとして、令和2年11月19日、贈賄容疑で福井県警に逮捕され、令和2年12月9日、同罪で福井地検に起訴されたため。
株式会社関西シーケンス管理	滋賀県大津市唐崎2-14-18	令和3年2月17日～令和3年5月16日(3ヶ月)	別表第10号(公契約関係競売等妨害及び談合)	株式会社関西シーケンス管理の社長及び業務部長は、竜王町の清掃業務等の指名競争入札を巡り、同町の職員が非公表の予定価格を特定の業者に漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された件に関し、当該職員から非公表の予定価格を知り、当該職員と共謀して入札の公正を害したとして、令和2年11月25日、公契約関係競売等妨害の容疑により滋賀県警に逮捕されたため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。